

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(十一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平	・	・	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2					均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	
(2) の内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額 (17)×——		18
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4					同上以外の場合による 益金算入額	19
積立 限度 額の 計算	空港用地取得価額 の計算 平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	5				計 (18)+(19)		20
	空港用地取得価額 の計算 (5)× $\frac{1}{10}$	6					当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
積立 限度 額の 計算	指定会社所得金額又は指定 会社連結所得金額(別表四 「41の①」)又は(別表四 の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」)	7				期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)		22
	新関西空会社所得金額	8					貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
積立 限度 額の 計算	新関西空会社欠損金額	9				差引 (23)-(22)		24
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10					積立限度超過額 (2)-(14)	26
積立 限度 額の 計算	空港用地整備債務基準額 (12)-((16)-(19)) (マイナスの場合は0)	13				当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)		27
	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14					前期末における差額 (前期の(24))	28
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額		15						

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10404」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額